

大分市民健康づくり運動指導者協議会規約

(名 称)

第1条 本会は、大分市民健康づくり運動指導者協議会と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、大分市大手町3丁目6-15「いきいき健康館」におく。

(目 的)

第3条 本会は市民の健康づくりの推進に関することについて協議を行い、運動を通じて市民が健康な体を維持すること、及び会員の相互の親睦をはかり、各種ボランティアを行うこととし、この目的遂行の一環として「健康づくり運動教室」を市内各地に開催するものとする。

(事 業)

第4条 本会は、「大分市民健康づくり運動指導者・介護予防サポーター養成講座」、「運動指導者講師等の派遣」、「市民健康づくり運動教室の運営」「高齢者体力測定普及・啓発事業」の運営全般について大分市より補助金を受けて実施する。

2 「大分市民健康づくり運動指導者・介護予防サポーター養成講座」及び「高齢者体力測定普及・啓発事業」の運営に関しては、それぞれの運営委員会を本会の中に設けて実施する。

3 それぞれの運営委員会の構成メンバー若干名は、役員会が役員の中から推薦し、会長の同意を得て指名する。

(会 員)

第5条 本会の会員は、「大分市民健康づくり運動指導者協議会」が主催する「大分市民健康づくり運動指導者・介護予防サポーター養成講座」を修了し、指導員として認定された者をもって会員とする。

但し、本人から退会を申し出たもの、2年間送付物が返送されたものについては会員としないものとする。

2 会長及び役員会が承認した学術経験者並びに養成講座講師等も会員とする。

(役 員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名 (2) 副会長 若干名 (3) 事務局長 1名
- (4) 事務局次長 1名 (5) 理事、ブロック長を含む 若干名
- (6) 監事 2名 (7) 顧問 若干名 (8) 事務局員 若干名

2 会長は、役員会において推薦し総会で決議する。

3 副会長は、会員の中から会長が指名する。副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

- 4 監事は、本会の会計を監査し、総会に報告する。
- 5 副会長以下、役員は役員会において会員の中から推薦し、総会の同意を得て会長が指名する。

また、4ブロック長の下、副ブロック長若干名も同様とする。

(任期)

第7条 役員は任期は2年とする。ただし、補欠による役員の任期は前任者の残任期間とする。

- 2 役員は再選を妨げない。
- 3 役員は、任期満了後も後任者の就任にいたるまでは、その職務を行うものとする。
- 4 やむを得ず役員が退任した場合、後任者は直近の総会に諮ることを条件に役員会が推薦し会長が指名する。

(総会)

第8条 総会は、規約の改正、運営方針、事業計画、予算・決算、役員の選出、その他会の重要事項を審議・決定する。

- 2 総会は、年1回以上開会し、会長がこれを招集する。また、議長は会長が指名する。
- 3 総会は、会員総数の過半数（委任状を提出した会員を含む）をもって成立し、議事は出席者及び委任状を含む過半数をもって決する。なお、可否同数の場合は議長の決するところによる。

(役員会)

第9条 役員会は、会長・副会長及び役員をもって構成し、本会の執行機関として運営にあたる。

- 2 役員会は、必要に応じて会長が招集し、議長は会長が指名する。会長欠席の場合副会長が代行する。
- 3 役員会は役員過半数をもって成立し、議事は出席者の過半数をもって決する。可否同数の場合は議長（副会長）の決するところによる。

(ブロック長会議)

第10条 ブロック長会議は、役員及び各ブロック長、副ブロック長をもって開催し、会員間の情報交換、ブロックごとの自主研修等協議会の円滑な運営について協議する。

(会計年度)

第11条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月末日をもって終わる。

(経費)

第12条 本会の運営に要する経費は、会費、補助金、委託料その他の収入をもってこれにあてる。

(補 則)

第13条 本会の目的や事業を遂行するにあたり、人権にかかわる差別やパワーハラスメント、セクシャルハラスメント等が発生しないように慎重な行動を常に考慮する。また、その行動の中で商業的行為をすることは禁止する。

2 前項に抵触する行動が報告され場合、役員会にて調査、聴聞を行い、事実である場合は処分を実施することができる。

(専決処分)

第14条 会長は、会議を召集するいとまがない時、または軽微な事項については、専決処分することができる。

2 会長は、前項の規定により専決処分した時は、これを次の会議において報告し、承認を求めなければならない。

(附 則)

この規約は平成19年4月1日から施行する。

この規約は平成23年4月1日から施行する。

この規約は平成24年4月1日から施行する。

この規約は平成27年4月1日から施行する。

この規約は平成28年5月27日から施行する。

この規約は平成29年5月19日から施行する。

この規約は平成30年5月18日から施行する。

この規約は令和 元年5月17日から施行する。

この規約は令和 2年5月28日から施行する。

この規約は令和 3年5月17日から施行する。

この規約は令和 4年5月19日から施行する。

この規約は令和 5年4月20日から施行する。

この規約は令和 6年4月18日から施行する。